

グループホームほたる

介護保険サービス利用者負担額(1割負担の場合)

R3.4.1

費用項目	区分	1日あたり	30日あたり
①基本料	要支援2	748	22,440
	要介護1	752	22,560
	要介護2	787	23,610
	要介護3	811	24,330
	要介護4	827	24,810
	要介護5	844	25,320
②医療連携体制加算(Ⅰ)		39	1,170
③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月あたりの介護保険サービス合計単位数の11.1%が加算されます。		
④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1カ月あたりの介護保険サービス合計単位数の2.3%が加算されます。		
家賃		1,000	30,000
食材料費		1,000	30,000
水道光熱費		500	15,000
冷暖房費(6月と9月は除く)		100	3,000
1カ月あたりのおおよその基本利用料(要介護1の場合)の合計		¥105,690	

※①～④が介護保険サービス利用者負担額となります。介護保険利用自己負担額は、介護保険証負担割合証に応じて、1割又は2割又は3割となります。1単位:10円

【その他利用者実費負担金】

おむつ、紙パンツ、パッドなどの介護用品 往診代などの医療費・処方薬代 理美容代 個人消耗品(歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュ、ほか嗜好品) 汚染時寝具類洗濯費(布団、毛布、敷きパッド、枕など汚染した場合) 介護用具費 その他日常生活に係る費用	実費
--	----

※下記について該当する場合のみ加算されます。

初期加算	30単位/日 (入所日より30日と、30日を超える入院後に再入居した場合、最初の30日に限り、1日当たり30単位加算)
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ):22単位 (Ⅱ):18単位 (Ⅲ):6単位 /日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日
身体拘束廃止未実施減算	10%減算/日
入院時費用	246単位/日 (1カ月に6日が限度)
看取り介護加算	72~1280単位/日 死亡日前45日間
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月

※介護保険料には上記以外にもその他の加算が算定される場合があります。

※体制状況により加算の金額が変更する場合があります。

※介護保険料は、法改正などにより金額が変更することがあります。

※入所一時金は60,000円です。(返還はありません)